

## 学校給食物資納入の手引き(概要版)

令和7年4月から、学校給食費を公会計化(市の予算として管理)することとなりますので、給食物資の納入のために、必要な手続きの基準等が定まりました。それに伴い、給食物資の納入を希望する場合、手続きをお願いします。

登録手続き受付期間：令和7年1月14日(火)～随時(ただし、土・日・祝日を除く)  
手続きに必要なもの：学校給食物資納入業者登録申請書、市税の完納証明書等  
(詳しくはお問い合わせください。)  
登録の有効期間：3年間  
教育委員会が登録を承認した日から令和10年3月31日まで  
担当窓口・受付場所：尾道市教育委員会庶務課学校給食係  
電話0848(20)7463 F A X0848(37)4759

●物資納入を希望する場合、登録の資格要件に該当するのが必須となります。

その要件に該当すれば、納入が可能な品目、調理場施設の登録ができます。

●登録手続きの際に、添付が必要となる証明書等の交付に要する費用は、事業者負担をお願いします。

●食材の選定は、原則見積書の提出により決定となります。ただし、食材の内容によっては、献立、味や品質及び作業性等を考慮し、価格面だけでなく総合的な判断をしたうえで見積によらず、食材の使用等決定する場合があります。※時価の変動が著しい生鮮野菜など、見積の提出が困難なものもあるため、見積によらず、総合的な判断で決定し購入する場合があります。

詳しくは、庶務課学校給食係(電話0848(20)7463)へお尋ねください。